

綾川町社会福祉協議会居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 番 号 0 8 7 - 8 7 6 - 4 2 2 1

（受付時間 月～金 8：30～17：30）

夜間、土・日・祝日の緊急時のみ 0 7 0 - 2 2 4 4 - 6 4 3 4

2. 綾川町社会福祉協議会居宅介護支援事業所（名称）の概要

（1）居宅介護支援事業所（名称）の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	綾川町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地
介護保険指定番号	香川県 3 7 7 1 5 0 0 9 5 0
サービスを提供する地域	綾川町・宇多津町・丸亀市・坂出市・高松市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（2）同事業所の職員体制

	資格等	常勤	非常勤	計
管 理 者	介護支援専門員	1 名	0 名	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員（内、 1名は管理者と兼務）	3 名	2 名	5 名
事 務 職 員		1 名	0 名	1 名

（3）営業時間

月～金	8：30～17：30
-----	------------

※ただし、12月29日から1月3日は、休業します。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（1）居宅サービス計画の作成

- ① 自宅を訪問し、利用者や家族の方からお話を伺います。
- ② 利用者や家族の方の了承を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。
- ③ サービス担当者会議を開いて検討します。
- ④ サービス計画の内容、利用料、保険の適用などを説明し、了解を得ます。

（2）情報の提供

（3）要介護認定の申請、変更の代行

（4）関連事業者との連絡調整

(5) 給付管理票の作成・提出

4. 料金等

(1) 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日当該地域の担当の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けられます。

また、給付費については下記のとおりです。

居宅介護支援費（1）	一 月 に つ き	自 己 負 担 額
要介護 1 又は要介護 2	¥ 10,860	¥ 0
要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	¥ 14,110	¥ 0

初 回 加 算	一 月 に つ き	自 己 負 担 額
1回につき	¥ 3,000	¥ 0

入院時情報連携加算	一 月 に つ き	自 己 負 担 額
入院時情報連携加算（Ⅰ）	¥ 2,500	¥ 0
入院時情報連携加算（Ⅱ）	¥ 2,000	¥ 0

退院・退所加算	入院又は入院期間中 1 回を限度	自 己 負 担 額
退院・退所加算（Ⅰ）イ	¥ 4,500	¥ 0
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	¥ 6,000	¥ 0
退院・退所加算（Ⅱ）イ	¥ 6,000	¥ 0
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	¥ 7,500	¥ 0
退院・退所加算（Ⅲ）	¥ 9,000	¥ 0

通院時情報連携加算	一 月 に つ き	自 己 負 担 額
1回につき	¥ 500	¥ 0

緊急時等居宅カンファレンス加算	一月につき（2 回を限度）	自 己 負 担 額
-----------------	---------------	-----------

1回につき	¥ 2, 000	¥ 0
-------	----------	-----

ターミナルケアマネジメント加算	一 月 に つ き	自 己 負 担 額
1回につき	¥ 4,000	¥ 0

* 特定事業所加算（Ⅲ）	一 月 に つ き	自 己 負 担 額
1回につき	¥ 3,230	¥ 0

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(3) 支払い方法

料金が発生する場合（サービス実施記録の複写・居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面作成に係る経費等）、月ごとの精算とし、毎月、月末までに請求をいたしますので、翌月25日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金集金・口座自動引き落としの2通りの中からご契約の際に選べます。

(4) 特定事業所加算について

※ 特定事業所加算（Ⅲ）

当事業所は、厚生労働大臣が定める下記の基準に適合していますので、特定事業所加算（Ⅲ）を算定しています。自己負担等については、上記（1）利用料金に記載されているとおりです。

・ 厚生労働大臣が定める基準

- ① 常勤専従の主任介護支援専門員を1名配置
- ② 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置
- ③ 利用者に関するまたはサービス提供にあたっての留意事項にかかる伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること
- ④ 24時間体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること
- ⑤ 居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること

- ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること
- ⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の集中を受けていないこと
- ⑨ 介護支援専門員一人当たりの利用者数が45名未満であること
- ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること
- ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研究会等を実施していること
- ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるようなケアプランを作成していること

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話もしくは事業所備え付けの申し込み用紙等で、お申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合で、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）および要支援1・2と認定された場合
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者が、要介護状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要

居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者およびその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

※ 「介護サービス情報の公表」制度について

介護サービスを利用しようとしている方の事業所選択を支援する事を目的として、日本全国の介護サービス事業所の情報を、都道府県がインターネット等により公表する仕組みです。サービス事業所を選択する際に必要な情報をいつでも入手できます。

(3) サービス利用のために

事	項	有	無	備	考
介護支援専門員の変更の可否		○		変更を希望される方はお申し出ください。	
調査（課題把握）の方法		—		居宅サービス計画ガイドライン方式	
介護支援専門員への研修の実施		○		月1回 実施	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料		○		前記4の（1）参照	
24時間体制		○		電話相談対応	
その他					

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者相談・苦情窓口

- ・ 社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

担当者 総務企画課 渡辺 史彦

受付時間 月～金 8:30～17:30（土日・祝日は除く。）

電話 087-876-4221

② 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 香川県国民健康保険団体連合会

受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日は除く。）

電話 087-822-7435・7453

- ・ 綾川町役場 健康福祉課

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日は除く。）

電話 087-876-1113

8. 当事業者の概要

名称・法人種別 社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

代表者役職・氏名 会長 谷岡 学

所在地 香川県綾歌郡綾川町滝宮276番地

綾川町梅の里社会福祉センター内

電話番号 087-876-4221

定款の目的に定めた事業

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 5 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 6 共同募金事業への協力
- 7 老人居宅介護等事業の経営
- 8 老人ディサービス事業の経営
- 9 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- 10 障害福祉サービス事業の経営（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・綾川町社会福祉協議会居宅介護事業所）
- 11 障害者特定相談支援事業の経営
- 12 障害児相談支援事業の経営
- 13 移動支援事業の経営

- 14 綾川町梅の里社会福祉センターの経営
- 15 綾川町もみじ温泉社会福祉センターの経営
- 16 地域活動支援センターⅢ型共に生きる綾川の家「ゆう」の経営
- 17 福祉サービス利用援助事業
- 18 生活福祉資金貸付事業
- 19 ボランティア活動の振興
- 20 暮らしの相談事業
- 21 生活困難者に対する相談支援事業
- 22 生活体制整備事業
- 23 その他この法人の目的達成のため必要な事業

公益を目的とする事業所

- 1 生きがい通所事業
- 2 居宅介護支援事業
- 3 移送サービス事業
- 4 成年後見制度に関する事業
- 5 生活困窮者自立相談支援事業
(職業紹介事業を含む)

その他の事業所

- ・ 介護保険法
綾川町社会福祉協議会訪問介護事業所
(訪問介護事業・介護予防訪問介護事業)
綾川町社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護 綾川
(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)
- ・ 障害者総合支援法
綾川町社会福祉協議会居宅介護事業所
(居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業)

9. 個人情報保護について

- (1) 個人情報の取り扱いについては、利用目的を利用者およびその家族に明示したうえで同意をいただき、必要な範囲の情報を取得し、その範囲内で使用します。
こうした個人情報の取得および取り扱いについては、トラブルを防止する観点からも書面で同意を求めます。
- (2) 平成17年4月1日から施行された個人情報保護法に基づき、介護保険事業における利用者等の個人情報についての利用目的について、下記のように明示します。

通常の業務で想定される利用目的

① 事業所内での利用

- ・ 相談に関する業務
- ・ ケアプラン作成業務
- ・ 介護報酬請求に関する事務
- ・ 利用者への介護サービス向上や維持、改善のための資料作成等
- ・ 苦情や事故などの報告
- ・ その他、利用者個人に関する管理業務

② 外部への提供

- ・ 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業者および地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）
- ・ 家族等への心身の状況説明
- ・ 審査支払い機関または保険者からの照会に対する回答
- ・ 外部監査機関への情報提供

- (2) 個人情報の取り扱いについては法定の保存期間に従い、鍵のかかる書庫に保管します。管理責任者は社会福祉法人綾川町社会福祉協議会事務局長とします。情報管理には万全を期し、事務所への来客についても談話室等を利用するようにします。個人情報の重要性を認識し、書類の送付ミス等による漏洩を防止し、適正かつ適切に取り扱い、社会的な信頼を得るために努力していきます。

10. サービスご利用に際してのお願い

①ハラスメント行為（パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど）により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

②サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載はご遠慮ください。

令和 年 月 日

—契約をする場合は以下の確認をすること—

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

＜住 所＞ 香川県綾歌郡綾川町滝宮 2 7 6 番地
綾川町梅の里社会福祉センター内

＜事業者＞ 綾川町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
(指定番号— 3 7 7 1 5 0 0 9 5 0)

＜説明者＞ 社会福祉法人綾川町社会福祉協議会

印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を
受け、承諾いたしました。

利用者

＜住 所＞

＜氏 名＞

印

(代理人)

＜住 所＞

＜氏 名＞

印